

## 工事記録写真の電子納品試行要領（土木工事）

### 1 目 的

工事記録写真の電子納品を推進することにより、成果品の保管の効率化、省スペース、省資源化及びコスト削減を図ることを目的とする。

なお、電子納品とは、工事記録写真の最終成果を電子データで納品することをいう。

### 2 対象工事

横須賀市が発注する土木工事（港湾関係工事を除く。）において、受注者が希望する工事を対象とする。

### 3 実施の選択

受注者は、契約後、電子納品について同意または不同意を選択し、発注者と事前協議を行ったうえ、その結果を「協議チェックシート（以下「チェックシート」という。）」（別紙１）に記載して発注者に提出するとともに、施工計画書に添付すること。

なお、不同意を選択した場合は、電子納品に代えて、工事記録写真帳（Ａ４・縦３段）による納品とすること。

### 4 基準等

電子納品については、最新の国土交通省「デジタル写真管理情報基準」及び神奈川県県土整備局「電子納品運用ガイドライン＜工事編＞【土木工事版】」に準拠すること。

### 5 ファイル形式

- ・工事写真ファイルのファイル形式は、JPEG 形式とする。
- ・参考図ファイルのファイル形式は、JPEG 形式もしくは TIFF 形式とする。
- ・写真管理ファイルのファイル形式は、XML 形式とする。
- ・やむを得ない場合には、監督員と協議したうえ、写真管理専用ソフトウェアによらないファイル形式での提出方法を定めることができる。

### 6 管理責任者の設置

受注者は、電子納品にあたり、電子データの作成及び管理、コンピュータウイルス対策に関する管理責任者を設置するとともに、「チェックシート」にその旨を記載すること。

管理責任者は、電子データの管理に十分な知識を有し、データの紛失や改ざん防止のためバックアップ及びコンピュータウイルス対策を行うこと。

### 7 写真編集

写真の信憑性を考慮し、写真の編集は認められない。

### 8 有効画素数

黒板の文字や撮影対象が確認できることを基準とし、100～300 万画素程度（1,200×900 程度～2,000×1,500 程度）とすること。なお、130 万画素程度を推奨する。

また、有効画素数を過度に高く設定するとファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるうえ、操作性も低下するため、目的物や黒板の文字が確認できる範囲で適切な有効画素数とすること。

### 9 整理提出

「神奈川県土木工事写真管理基準」に示される撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出すること。

また、撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議したうえ決定すること。

## 10 電子納品

### (1) 事前協議と準備

受注者は、電子納品にあたり、発注者と事前協議を実施するとともに、その結果を「チェックシート」に記載し、施工計画書に添付すること。

### (2) ウイルスチェック

納品前に最新のウイルス定義ファイルを使用して、ウイルスチェックを実施すること。

### (3) 納品

ビューワー※及び工事記録写真のデータを電子媒体（CD-R または DVD-R）に格納し、正副の2部を納品すること。

なお、成果品のラベル面に記載する項目は、以下に示すとおりとする。

- ・ 工事名
- ・ 作成年月
- ・ 発注者名
- ・ 受注者名
- ・ ウイルスチェックに関する情報

（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日、フォーマット形式）

※ビューワーは、写真管理専用ソフトウェアにより作成した電子データの場合に添付すること。

（提出媒体のラベル記載例）



（提出媒体ケース背表紙記載例）

|                     |
|---------------------|
| ○○○○○○○工事      ○年○月 |
|---------------------|

#### (4) 添付提出物

納品には、「電子媒体納品書」（別紙２）を添付すること。

#### (5) 工事設計書の区別

補助・単独の合併工事の場合、補助・単独の工事設計書の区別に従い、電子媒体を分けて作成すること。

### 11 検 査

受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境を整備し、検査時に写真情報の閲覧操作用機器を用意するものとする。ただし、やむを得ず機器を用意できない場合は、プリントアウトした工事記録写真帳を用意して受検することができる。

### 12 その他

本要領及び特記仕様書に定めのない事項については、監督員と協議したうえ決定し、現場着手前に、工事打合せ簿を取り交わすこと。

### 13 準拠する国土交通省及び神奈川県の変領・基準等

下記のホームページを確認すること。

- ・「電子納品に関する要領・基準（国土交通省）」  
[https://www.cals-ed.go.jp/cr1\\_point/](https://www.cals-ed.go.jp/cr1_point/)
- ・「電子納品運用ガイドラインについて（神奈川県）」  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12759.html>
- ・「各種共通仕様書及び施工管理基準書等について（神奈川県）」  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f490113/p652344.html>

### 附則

この要領は、令和 7 年 10 月 27 日以降に公告する工事に適用する。